

発議第16号

村越祐民市長の不信任を求める決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年9月3日

提出者

市議会議員 増田好秀

賛成者

市議会議員 長友正徳

〃 佐直友樹

〃 石原よしのり

〃 秋本のり子

〃 越川雅史



## 村越祐民市長の不信任を求める決議

市議会は、村越祐民市長を信任しないことを決議する。

### 【提案理由】

今年2月26日以来、半年にわたり、村越市長が市民に説明することも市議会に諮ることもなく、新第1庁舎の内覧会実施直後に秘密裏に市長室に設置した、ガラス張りシャワールームが全国的に物議を醸しております。

この事態を重く受け止めた本市議会は、3月3日、「市長室に設置されたシャワー室を撤去し原状回復を求める決議」を可決致しました。

私たちは、この法的拘束力がない決議では、村越市長はシャワーの撤去には応じないだろうと判断し、いわゆる百条委員会の設置を求めこの決議には反対致しましたが、いずれにしても、採決に加わらなかった議長も含めて、事実上42名の全会一致を以て、この市長室のガラス張りシャワーは認められないとの意思表示がなされたものと理解しております。

そして、これは単に本市議会の意思を表明しただけでなく、多くの市民の声を反映したものですので、村越市長もこれを受け、「議決を重く受け止め真摯に対応してまいります」とのコメントを発し、シャワーは撤去され、問題の収束が図られると思っておりました。

ところが、村越市長は、シャワーの撤去に応じることはなく、6月1日に記者会見を開き、「シャワーの撤去には応じない」「災害時、私が使った後、女性職員に使ってもらおう」などと、議会の議決を無視し、市民の声に耳を傾けない態度を鮮明にしました。

この事態を、再度、重く受け止めた本市議会は、6月28日、「市長室に設置されたシャワー室に関する報道に対する説明を求めるとともに、撤去を求める決議」を可決致しました。

私達は、やはり、この法的拘束力がない決議では、村越市長はシャワーの撤去には応じないだろうと判断し、「市長の給与の特例に関する条例の制定につい

て」の決議により、シャワーの撤去に関わらず、市議会と村越市長が合意した市長給与の減額を行う事で、解決に向けてすすめたいと考え、この決議には反対致しましたが、前回に続き、事実上、全会一致を以って、市長室のガラス張りシャワーは認められないとの意思表示がなされたものと考えます。

ところが、やはり、村越市長は、シャワーの撤去に応じることはなく、8月24日の記者会見で、「引き続き活用について理解をいただけるようにしたい」「今すぐに撤去するという議論になっておらず、これが私の意向だ」などと、議会の議決・市民感情と異なる意向を示しました。

前議会でも、表明させていただき、最も大切な部分になりますが、やはり、こうした村越市長の姿勢は、地方自治の根幹を為す「住民自治」をないがしろにするものであり、議会制民主主義をも否定するものであると言っても過言ではありません。

ただでさえ、高級公用車テスラの導入や市長室への約1058万円の常識外の高級家具の購入、新第一庁舎への中央階段の追加設置、過剰とも言える海外公務に象徴される税金の無駄遣い、それらに加えて、定額給付金ダウンロード申請や社会実証実験など、色々な不手際や、市長として疑問の残る税金の用途を理由に、多くの市民の方々から「今すぐにでも辞めて欲しい」との批判の声が絶えません。

私達も同じ意見です。「新型コロナウイルスワクチンの接種予約時の、案内文記載不備による問い合わせ電話の殺到」「ネット予約の不手際による、意図しない一斉予約開始状態による混乱」などを受け、私たちはその都度改善を求める申し入れ書を提出するなど、村越市長のもと、市政運営の正常化が図られるよう取り組みました。しかしながら、残念ながら状況は一向に改善されませんでした。今日に至っても尚、40代以下の多くの市民はワクチン接種の申し込みすらできないなど、市民の不安や不満は鎮まることはありません。コロナ禍であることを考慮した上でも、村越市長にはこれ以上市政運営を託すことはできないものと判断致しました。

私達は、例え、ここで政治的空白を作ることになったとしても、村越市長に

は市長の職を辞して頂き、新しい市長の下、コロナ禍を乗り越えることが最善だと考えます。

村越祐民市長、今すぐ辞任して下さい。

本日ここに不信任決議案を提出致します。